

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月26日付けで行った公文書部分開示決定及び公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年11月18日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1、〇〇駅西口歩道橋下横断歩道の一時停止標識（路面含）の設置開始時期

2、同上設置者

3、同上設置理由

4、標識改変の時期、理由、改変者

5、〇〇駅西口歩道橋下横断歩道における交通事故歴（全記録）

（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

6、同上その原因

7、〇〇駅西口歩道橋下横断歩道の一時停止違反件数（全記録）

（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

8、同上その理由」

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年12月2日付けで条例第15条第2項に規定する公文書開示決定等期間延長を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、次のとおり公文書を特定した。

ア 本件開示請求の1～3について

一時停止の指定及び廃止について（昭和62年11月30日決裁、交通規制課）
（以下「本件対象文書1」という。）

イ 本件開示請求の4について

道路標識等補修申請書（平成27年11月6日第1923号、〇〇警察署長）
（以下「本件対象文書2」という。）及び交通安全施設工事等の契約について（依頼）（平成28年6月9日、交通部交通規制課長）（以下「本件対象文書3」という。）

ウ 本件開示請求の5及び6について

（ア）交通事故事件受理簿（平成22年〇〇警察署No.01614）

（イ）交通事故事件受理簿（平成22年〇〇警察署No.01838）

（ウ）交通事故事件受理簿（平成23年〇〇警察署No.01834）

（エ）交通事故事件受理簿（平成26年〇〇警察署No.00023）

（（ア）～（エ）について、以下「本件対象文書4」という。）

（オ）物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇警察署受理番号第10080号）

（カ）物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇警察署受理番号第11842号）

（キ）物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇警察署受理番号第12232号）

（ク）物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇警察署受理番号第13684号）

（ケ）物件交通事故事件受理簿（平成25年〇〇警察署受理番号第13685号）

（コ）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第10449号）

（サ）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第10514号）

（シ）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第11029号）

（ス）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第11694号）

（セ）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第12130号）

（ソ）物件交通事故事件受理簿（平成27年〇〇警察署受理番号第14007号）

（タ）物件交通事故事件受理簿（平成28年〇〇警察署受理番号第10393号）

（チ）物件交通事故事件受理簿（平成28年〇〇警察署受理番号第10862号）

- (ツ) 物件交通事故事件受理簿（平成28年〇〇警察署受理番号第12018号）
- (テ) 物件交通事故事件受理簿（平成28年〇〇警察署受理番号第12051号）
- （（オ）～（テ）について、以下「本件対象文書5」という。）

(4) 実施機関は、本件開示請求に対し、次のとおり決定を行い、審査請求人に通知した。

ア 本件対象文書1については、「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「内線電話の番号」を条例第10条第5号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成28年12月16日付け文情第1215号）を行った。（以下「本件処分1」という。）

イ 本件対象文書2については、「警部補以下の職員の印影」及び「警部補相当職以下の職員の印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「個人の氏名」を条例第10条第1号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成28年12月16日付け文情第1216号）を行った。（以下「本件処分2」という。）

ウ 本件対象文書3については、「警部補以下の職員の氏名及び印影」及び「警部補相当職以下の職員の印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「内線電話の番号」を条例第10条第5号に該当するとして、「個人の氏名」を条例第10条第1号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成28年12月16日付け文情第1217号）を行った。（以下「本件処分3」という。）

エ 本件対象文書4については、「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、性別、本籍、生年月日、年齢、住所、電話番号、損傷程度等特定の個人を識別することができる情報」を条例第10条第1号に該当するとして、「事故概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成28年12月16日付け文情第1218号）を行

った。(以下「本件処分4」という。)

オ 本件対象文書5については、「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等特定の個人を識別することができる情報」を条例第10条第1号に該当するとして、「事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定(平成28年12月16日付け文情第1219号)を行った。(以下「本件処分5」という。)

カ 本件開示請求の7及び8については、場所ごとによる違反の統計データは作成しておらず、当該開示請求に係る文書は保有していないとして、公文書不開示決定(平成28年12月16日付け文情第1220号)を行った。(以下「本件処分6」という。)

(5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成29年2月15日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

(6) 実施機関は、本件対象文書2及び3において本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識が大型化された理由について再度検索を行い、次のとおり公文書を特定した。

ア 交通事故抑止に資する新たな点検プロセスの継続試行実施について(通知)(平成27年5月22日決裁)及び交通事故抑止に資する新たな点検プロセス試行実施の継続について(通知)(平成27年5月22日付け交規第702号)(以下「本件追加対象文書1」という。)

イ 新点検プロセスに基づく現場診断の実施について(平成27年11月13日第1960号、〇〇警察署長)(以下「本件追加対象文書2」という。)

ウ 点検プロセスの現場診断結果(交通部交通規制課)(以下「本件追加対象文書3」という。)

(7) 実施機関は、前記(6)で特定した本件追加対象文書1～3について、次のとお

り決定を行い、審査請求人に通知した。

ア 本件追加対象文書1については、「埼玉県警察の警部補以下の職員の氏名及び印影」及び「警察庁の警部以下の職員の氏名」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「内線電話の番号」を条例第10条第5号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成29年3月13日付け文情第210号）を行った。（以下「本件追加処分1」という。）

イ 本件追加対象文書2については、「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「内線電話の番号」を条例第10条第5号に該当するとして、「個人の氏名及び顔写真」及び「車両の登録番号」を条例第10条第1号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成29年3月13日付け文情第211号）を行った。（以下「本件追加処分2」という。）

ウ 本件追加対象文書3については、「警部補以下の職員の印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、不開示とする公文書部分開示決定（平成29年3月13日付け文情第212号）を行った。（以下「本件追加処分3」という。）

(8) 当審査会は、平成29年5月26日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

(9) 当審査会は、平成29年6月22日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書1～3では、一時停止規制及び標識改変の理由が各々具体的ではなく、ただ危険性の予見のみで判らない。判る書面を求める。（以下「本件審査請求1」という。）

(2) 本件対象文書1中の「一時停止指定場所以見取図」の記載が雑であり、重要な施設

であるはずの歩道橋が記入されていない。これでは一時停止規制が必要であるか判断できない。(以下「本件審査請求2」という。)

- (3) 本件対象文書3によれば、道路標識等の工事箇所44件について、1件当たり7万円弱の金額となり、高額と考える。これらについての入札等の関係書類の開示を求める。(以下「本件審査請求3」という。)
- (4) 本件対象文書4及び5における事故について、概要と略図が開示されていないので事故の原因が判らない。開示しても個人等が特定されるものではない。(以下「本件審査請求4」という。)
- (5) 本件処分6について不開示としているが、交通違反の統計データではなく交通反則告知書中の反則事項・罰条の補足欄の開示を求める。
(以下「本件審査請求5」という。)

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件審査請求1及び2については否認する。
 - ア 本件対象文書1は、一時停止の指定及び廃止に係る起案文書であり、本件開示請求で指定された場所の一時停止規制の指定を含むことから、本件開示請求の1～3に係る文書として特定し、本件処分1において部分開示決定したものである。

本件開示請求で指定された場所の一時停止規制は昭和62年に指定しており、当時の文書で現在も保存されているものは本件対象文書1のみとなっている。そのため、審査請求人の主張する一時停止規制の理由が「判る書面」は、本件対象文書1以外に存在しないものである。
 - イ 「交通規制事務の処理並びに道路標識等の設置及び管理要綱」(平成15年4月17日付け交規第620号。以下「管理要綱」という。)第8の3は、管理責任者(署長等)は、補修を必要とする道路標識等を発見・認知した場合は、速や

かに交通規制管理業務により必要項目を入力の上登録し、設置責任者（交通部交通規制課長）に申請するものとする」と規定し、管理要綱第8の4は、「設置責任者は、道路標識等補修申請書（別記様式第3号）等を出力して、その申請内容を精査した上、所要の手続をとるものとする。」と規定している。

本件対象文書2は、管理要綱第8の4に定められている別記様式第3号であり、本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識を含むことから、本件開示請求の4に係る文書として特定し、本件処分2において部分開示したものである。

本件対象文書3は、管理要綱第8の4に規定される「所要の手続」として、交通部交通規制課長から総務部財務局施設課長宛に道路標識の更新工事を依頼したものであり、本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識を含むことから、本件開示請求の4に係る文書として特定し、本件処分3において部分開示したものである。

ウ 本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識を大型化した理由が分かる文書について再度検索を行なった結果、次の本件追加対象文書1～3も対象となると判断したため、本件追加処分1～3を行ったものである。

(ア) 本件追加対象文書1は、「交通事故抑止に資する新たな点検プロセスの試行実施について（通達）」（平成26年3月25日付け警察庁丁規発第26号、丁交企発第32号、丁交指発第35号）に基づいて実施した道路交通環境の点検（以下「新点検プロセス」という。）の試行を継続実施するための通知に係る起案文書、警察庁通達及び同通知文書である。当該通知文書には、新点検プロセスの試行を実施する警察署の一つとして、本件開示請求で指定された場所を管轄する〇〇警察署が含まれているものである。

(イ) 本件追加対象文書2は、本件開示請求で指定された場所を管轄する〇〇警察署長が、当該規制場所の道路管理者とともに新点検プロセスに基づく現場診断を実施し、その結果を交通部交通規制課長宛に報告したものである。

(ウ) 本件追加対象文書3は、新点検プロセスに基づく現場診断を実施した各警

察署長からの報告を受け、交通部交通規制課において標識補修等について検討したものであり、当該検討結果を受け、本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識を大型化したものである。

エ 以上のとおり、本件開示請求の4に係る文書として本件対象文書2及び3と本件追加対象文書1～3を特定しており、当該文書のほかに、本件開示請求で指定された場所の一時停止規制標識を大型化した理由が分かる文書は存在しないものである。

(2) 本件審査請求3について

本件開示請求では入札等の関係書類を開示請求しているとは認められず、審査請求人に対して、入札等の関係書類については新たに開示請求するよう教示した。

(3) 本件審査請求4については否認する。

本件対象文書4は、本件開示請求で指定された場所付近における人身交通事故の事件受理簿であり、本件対象文書5は、同場所付近における物件交通事故の事件受理簿である。本件対象文書4の「事故概要」及び本件対象文書5の「事故の概要」と「事故発生状況略図」（以下「事故の概要等の情報」という。）は、関係者から聴取した内容その他の情報をもとに警察官が把握・判断した捜査に関する情報又は捜査の進捗状況に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものであり、また、交通事故捜査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当するため本件処分4及び5において不開示としたものである。

(4) 本件審査請求5については否認する。

実施機関は、場所ごとによる交通違反件数の統計データは作成しておらず、本件開示請求の7及び8に係る文書を保有していないことから、本件処分6において不開示決定を行ったところ、審査請求人は、交通反則告知書の開示を求めたものである。

審査請求人が主張する交通反則告知書は、交通反則通告制度において使用される

交通反則切符の一部である。

交通反則通告制度は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）違反事件の簡易迅速な処理を図るため、法に違反する行為について、刑事手続による処理を原則としつつ、その特例として、一定の範囲において、刑事手続に先行して警視総監又は道府県警察本部長が一定額の反則金の納付を通告し（法第127条）、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該違反行為について公訴を提起しないこととし（法第128条）、また、通告に先立って行われる告知を受けた者が反則金に相当する金額を仮納付した場合には、反則金を納付したのと同様の効果を生ずることとしている（法第129条）。

反則行為とは、法第8章の罪に当たる行為のうち一定のものを指すから、その行為が犯罪であることは明白であり、反則行為があると認めて、その証拠を収集保全する行為は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）による司法警察職員としての捜査行為である。

交通反則切符は、前記交通反則通告制度において使用される様式であり、法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例様式として道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第40条及び第41条で規定されており、交通反則事件の告知及び通告に用いられている。

したがって、交通反則切符は、刑事事件である道路交通法違反事件を処理するため作成されるものであるから、被疑事件に関して作成される捜査書類であることは明らかであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、条例第39条により条例の適用が除外される。

以上のことから、仮に交通反則告知書を特定したとしても、条例の適用除外の文書であることから、不開示決定となるものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求1について

実施機関は、前記 2 (3) ア及びイ、(4) ア～ウにおいて本件対象文書 1～3 を特定し部分開示決定したものであるが、審査請求人は、一時停止規制及び標識改変の理由が具体的ではないと主張し、本件対象文書 1～3 のほかに当該理由が「判る書面」の開示を求めているものである。

そこで当審査会は、本件対象文書 1～3 の特定の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、本件対象文書 1～3 の不開示部分について審査請求をしていないことから、これについて当審査会は判断しない。

(2) 埼玉県警察における文書管理について

条例第 3 4 条第 2 項は、「実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定していることから、埼玉県警察においては、埼玉県警察文書管理規程（平成 1 4 年埼玉県警察本部訓令第 2 5 号。以下「文書管理規程」という。）に基づき文書管理が行われている。

文書管理規程第 3 6 条第 1 項では、「所属で保有する文書等は、事務の性質、内容等に応じて系統的に分類するものとする。」として文書等の分類を規定し、同条第 2 項では、「文書等は、暦年ごとに管理しなければならない。ただし、会計年度ごとに整理することが適当なものは、会計年度ごとに行うものとする。」として文書等の整理を規定している。そして、同条第 4 項では、「前 3 項に規定する文書等の分類及び整理に基づき、ファイル基準表（別記様式第 1 2 号）を作成するものとする。」として分類及び整理した文書等をファイル基準表で管理することを規定している。そして、ファイル基準表には、第 1 ガイド（大分類）、第 2 ガイド（中分類）、個別フォルダー（小分類）及び保存期間等の欄があり、文書等は個別フォルダーに収納されるが、個別フォルダーに収納される文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーがファイル基準表上の文書管理の最小単位となっている。

また、文書管理規程の施行に伴って制定されたファイリングシステム実施要領（平成 1 4 年 7 月 1 0 日付け文第 2 6 5 号。以下「実施要領」という。）は、文書管理

規程に定める文書等の分類、整理、保管及び保存の細目として、文書等の管理に関する必要な事項を定めている。実施要領第18経過措置では、「この要領の実施の際、現にフォルダーによらず簿冊で編さん管理されているもの」にあつては、「当分の間、ファイル基準表に代わるべきものを作成して管理するものとする。」としており、実施機関は、これに基づいて文書引継台帳を作成している。ここでいう「現にフォルダーによらず簿冊で編さん管理されているもの」とは、埼玉県警察文書規程（平成8年埼玉県警察本部訓令第23号。平成14年7月10日全部改正）に基づいて簿冊に編さんして保存されていた文書等を指している。そして、文書引継台帳には、所属、分掌、個別フォルダー及び保存期間等の欄があるが、文書等の件名の記載欄はなく、個別フォルダーが文書引継台帳上の文書管理の最小単位となっている。

なお、文書管理規程に基づいて作成し、又は取得した文書等は、総合文書管理システムにおいて電磁的に管理されている。総合文書管理システムによる文書管理業務の実施に関し必要な事項は、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）において定められており、ファイル基準表及び文書引継台帳の検索や出力が可能となっている。

（3） 本件処分1～3における公文書の特定について

ア 本件処分1について

本件対象文書1は、昭和62年に、関係各警察署長からの申請に基づき実施機関において、一時停止規制の指定と廃止について検討したものの起案文書及びその添付資料である。添付資料には、関係各警察署長から申請のあった一時停止規制の指定と廃止の箇所数を警察署ごとにまとめた「交通規制実施総括表」、一時停止の指定と廃止をする場所の住所等が記載された「〇〇警察署長の一時停止申請場所」、一時停止の指定と廃止をする場所の「一時停止指定場所見取図」及び一時停止の指定と廃止を〇〇警察署長が埼玉県警察本部長宛に申請した「交通規制（一時停止）指定申請書」等が綴られている。

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、添付された「〇〇警察署長の一時停止申請場所」及び「一時停止指定場所見取図」には、本件開示請求で指定された場所を示すものがあることが確認でき、関係各警察署長からの一時停止の指定の申請については、「それぞれ交通の安全と円滑を図るため必要性が認められる」ため、実施機関において「決裁後、所要の標識等を設置」することを意思決定したものと解することができる。

さらに、諮問庁に確認したところ、本件対象文書1は、昭和62年の交通規制課規制管理系の文書引継台帳に登載されている「交通規制原議 一時停止」に保存されている文書とのことであった。

そこで、当審査会の事務局職員に当該「交通規制原議 一時停止」に係る文書の現物確認をさせたところ、本件開示請求で指定された場所の一時停止の指定に係る文書は、本件対象文書1以外に存在しないことが確認できた。そして、文書引継台帳を確認したが、当該「交通規制原議 一時停止」のほかに、本件開示請求で指定された場所の一時停止の指定に係る文書が保存されていると思われるものは確認できなかった。

以上のことから、実施機関が本件処分1において本件対象文書1を特定したことは妥当であり、また、本件開示請求で指定された場所の一時停止指定に関する昭和62年当時の文書で、現在も保存されているものは、本件対象文書1のみとなっているため、審査請求人が求める一時停止規制の理由が「判る書面」は当該文書以外に存在しない、とする諮問庁の主張に不合理な点は認められない。

イ 本件処分2及び3について

本件対象文書2は、新点検プロセスの現場診断を含む交通安全対策により、〇〇警察署長が、埼玉県警察本部長宛に本件開示請求で指定された場所の標識を含む9件の「道路標識等を補修されるよう申請」した文書とその添付資料である。添付資料には、申請場所の地図及び標識補修の概要を記載した「道路標識補修内容図」が綴られている。

当審査会において本件対象文書2を見分したところ、「道路標識補修内容図」には本件開示請求で指定された場所の現場写真と住所が示され、また「本板交換（新点検プロセス現場診断）」等の記載とともに標識補修の概要が図示されていることが確認できた。

さらに、諮問庁に確認したところ、本件対象文書2は、交通規制課規制管理係の平成27年（度）ファイル基準表に記載された個別フォルダー「路側標識等移設・修繕・更新申請」に保存されている文書とのことであった。

そこで、当審査会の事務局職員に当該個別フォルダーの現物確認をさせたところ、本件開示請求で指定された場所の標識補修に係る文書は本件対象文書2以外に存在しないことが確認できた。そして、平成27年（度）ファイル基準表を確認したが、当該個別フォルダーのほかに、本件開示請求で指定された場所の標識補修に係る文書が保存されていると思われる個別フォルダーは確認できなかった。

本件対象文書3は、交通部交通規制課長が総務部財務局施設課長宛に〇〇警察署管内44件の「交通安全施設工事等の契約」を依頼した文書とその添付資料である。添付資料には、〇〇警察署管内の道路標識補修場所の一覧表、補修に必要な道路標識板等の必要数を一覧にした「道路標識数量表」、標識の処分に係る標識の重量を計算した「標識処分費計算」、標識補修工事の概要が記載された「路側式反射設置配置図（安全施設台帳）」及び「路側式反射設置配置図（工事内容）」（以下「配置図」という。）が綴られている。

当審査会において本件対象文書3を見分したところ、44件の配置図のうち、本件開示請求で指定された場所における標識補修工事に関する配置図が確認でき、当該配置図には、「一停をL板に更新」等の記載とともに標識補修工事の概要が図とともに詳細に記載されていた。

さらに、諮問庁に確認したところ、本件対象文書3は、交通規制課規制管理係の平成28年（度）ファイル基準表に記載された個別フォルダー「工事契約書類

等」に保存されている文書とのことであった。

そこで、当審査会の事務局職員に当該個別フォルダーの現物確認をさせたところ、本件対象文書3以外に本件開示請求で指定された場所の標識補修に係る文書は存在しないことが確認できた。そして、平成28年(度)ファイル基準表を確認したが、当該個別フォルダーのほかに、本件開示請求で指定された場所の標識補修に係る文書が保存されていると思われる個別フォルダーは確認できなかった。

以上のことから、実施機関が本件処分2において本件対象文書2を、本件処分3において本件対象文書3を特定したことは妥当であり、また、審査請求人が求める一時停止標識改変の理由が「判る書面」は当該文書以外に存在しないとする諮問庁の主張に不合理な点は認められない。

なお、当審査会で本件追加処分1～3の経緯について諮問庁に確認したところ、審査請求人が審査請求書提出の際、本件対象文書2及び3の中に記載のある「新点検プロセス」に伴う標識補修の理由が分かりづらいと申し立てたため、実施機関は、前記2(6)及び(7)のとおり本件追加処分1～3を行うことにより、本件開示請求の4で審査請求人が求めた標識改変の理由に係る部分を補ったとのことであり、当該処分は妥当であると認められる。

(4) 本件審査請求4について

ア 本件審査請求について

実施機関は、本件処分4において、本件対象文書4の「警部補以下の職員の氏名及び印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、性別、本籍、生年月日、年齢、住所、電話番号、損傷程度等特定の個人を識別することができる情報」を条例第10条第1号に該当するとして、「事故概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示としている。

また、本件処分5において、本件対象文書5の「警部補以下の職員の氏名及び

印影」を条例第10条第1号及び第3号に該当するとして、「事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等特定の個人を識別することができる情報」を条例第10条第1号に該当するとして、「事故の概要等交通事故捜査に支障を及ぼす情報」を条例第10条第3号及び第5号に該当するとして不開示としている。

これに対し審査請求人は、事故の概要等の情報が開示されていないので事故の原因が分からないとして、当該部分の開示を求めて審査請求したものである。

そこで、当審査会では、事故の概要等の情報の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、本件対象文書4の「警部補以下の職員の氏名及び印影」、「事故当事者の氏名、性別、本籍、生年月日、年齢、住所、電話番号、損傷程度等特定の個人を識別することができる情報」、また本件対象文書5の「警部補以下の職員の氏名及び印影」、「事故当事者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等特定の個人を識別することができる情報」の不開示について審査請求をしていないことから、これについて当審査会は判断しない。

イ 不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

当審査会において本件対象文書4及び5を見分したところ、事故の概要等の情報については、事故当事者等の供述、現場の状況から認められた事実等に基づいて警察官が把握・判断した内容が記載されていることが認められた。

これらの情報が公になると、交通事故捜査の処理方針や着眼点等が明らかとなり、当該情報を入手した者が交通事故を起こした場合、自己に不利益な供述を躊躇し、真の供述を得られなくなるおそれがあると認められる。よって、事故の概要等の情報のように交通事故捜査に支障を及ぼす情報は、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

(5) 本件審査請求5について

ア 本件処分の妥当性について

実施機関は、特定の場所ごとによる交通違反件数の統計データを作成するための規程を設けておらず、それを求める法令もない。また、現状において当該統計データは作成されておらず、本件開示請求の7及び8に係る文書は保有していないとの諮問庁の主張に、特段不自然で不合理な点は認められないため、実施機関の行った本件処分6は妥当である。

なお、審査請求人は、交通違反件数の統計データではなく交通反則告知書の反則事項・罰条の補足欄の開示を求めている。交通反則告知書は、法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式である交通反則切符に綴られており、違反者氏名、違反日時、違反場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等が複写式で記載されているものである。

諮問庁は、交通反則切符が刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条により条例の適用が除外されるから、仮に交通反則告知書を特定したとしても、これは条例の適用除外の文書であると主張するため、以下この点について検討する。

イ 訴訟に関する書類について

訴訟に関する書類について、刑事訴訟法第53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨を規定している。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

すなわち、訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

ウ 条例第39条について

条例第39条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。同条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、条例の適用除外としたものである。

エ 交通反則告知書の特定について

交通反則通告制度とは、原則は道路交通法違反における刑事事件であるが、違

反者が一定期日までに反則金を納付すれば、特例として当該違反行為について公訴を提起しないこととする制度である。そして、一定期日までに反則金を納付しなかった場合には、刑事手続で処理されることとなる。

交通反則切符は、法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式である。

よって、交通反則切符は、刑事事件である道路交通法違反事件を処理するために作成される捜査書類に含まれるものであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条の規定に基づき条例の適用が除外される。

以上のことから、仮に交通反則告知書を特定したとしても、これは条例の適用除外の文書であるとする諮問庁の主張に不合理な点はない。

(6) その他

審査請求人及び諮問庁は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、西村 弥、小林 玲子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 5月26日	諮問（諮問第291号）を受け、弁明書の写しを受理。
平成29年 6月22日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第121回審査会）
平成29年 7月27日	審議（第一部会第122回審査会）
平成29年 9月19日	審議（第一部会第123回審査会）

平成29年10月16日	答申
-------------	----